

加入者の皆さまへ

年金基金のしおり

大切な事項が含まれておりますので最初にお読みください。
(加入者証と一緒に保管してください)



この「しおり」では、私たちが加入しているパッケージ企業年金基金の、制度や給付などの仕組みを紹介しています。皆さんご自身やご家族のライフプランを考えるうえで、是非お役立てください。また将来、確実に年金を受けるために、氏名や住所が変わったら必ず基金まで届けましょう。

パッケージ企業年金基金

パッケージ企業年金基金とは

- 実施事業所に勤める人々の退職後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。
- パッケージ企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき 2019 年 4 月 1 日に設立されました。
- パッケージ企業年金基金では、加入者期間に応じて、年金・一時金等の給付を行います。

年金制度の仕組みについて

私たちは将来、国と基金から年金を受けます。

私たちは将来、国と基金の両方から年金が受けられます。

国の年金は、老齢厚生年金と老齢基礎年金です。

一方、基金から受け取る年金は、公的年金の給付と相まって加入者の老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした独自の年金です。受けられる条件や年金額とも、国の年金のみに加入している方より有利になります。

国民年金	20 歳以上 60 歳未満の全国民が加入します。
厚生年金基金	サラリーマンが就業と同時に加入し国民年金に上乗せします。
確定給付企業年金	企業年金の一種で当基金はこれに該当します。
確定拠出年金	企業型と個人型があり、加入者自身が資産運用の責任を負う制度です。
国民年金基金	国民年金の保険料を納めている人が任意に加入できる制度です。

加入資格等について

加入資格

- 実施事業所の厚生年金被保険者であること

資格取得

- 実施事業所に入社した時
- 実施事業所に勤務している者が厚生年金被保険者になった時
- 勤務している事業所が、実施事業所となった時

資格喪失

- 死亡した時
- 実施事業所を退職した時
- 勤務している事業所が実施事業所でなくなった時
- 厚生年金被保険者で亡くなった時
- 65歳になった時

加入期間

- 加入期間は、月により計算するものとし、資格取得した月から資格喪失した月の前月まで算入する。

基金の掛金について

基金の掛金は全額事業主が負担します。事業主は、入社から退職まで毎月基金に掛金を拠出し、基金は掛金とその運用収益とを年金資産として積み立てます。

キャッシュバランスプランについて

- パッケージ企業年金基金では、キャッシュバランスプランを採用します。キャッシュバランスプランとは、積立金(掛金)に実勢金利等を反映した利息を付与して、その元利合計を受け取る年金制度です。
- 加入者ごとに仮想の口座(仮想個人勘定)を作り、この口座に積み立てられた残高をもとに一時金や年金を支給します。
- 毎月の掛金に対して利息が付与され、加入1ヶ月から給付を受け取れる掛金の掛け捨てのない元本確保の制度です。

加入者証は大切に

基金に加入すると<パッケージ企業年金基金会員証>が交付されます。この〔会員者証〕の番号は、勤務先が変わっても、再就職先が当基金に加入する事業所であれば、同じ番号で継続することになります。そのような時は、新しい勤務先に〔年金手帳〕と基金の〔加入者証〕を一緒に提出してください。〔加入者証〕は、〔年金手帳〕同様に将来年金を受け取る時に必要なものですから、退職後も大切に保管しましょう。

給付モデル

- 22歳加入モデル、給与 30 万円 (全期間平均)
- 掛金率 1.0% (月額 3,000 円)
- 60 歳まで加入、60～65 歳は利息のみ加算
- 一時金：退職時及び 65 歳受け取り時の額
- 年金 65 歳支給開始

給付額モデル

加入期間	掛金累計額	一時金 (平均 1.5%)	
		退職時受け取り	65 歳受け取り
10 年	36	38.8	63.4
20 年	72	83.9	118.1
30 年	108	136.2	165.2
38 年	136.8	184	198.2

加入期間	年金額 (65 歳支給開始)		
	5 年	10 年	20 年
10 年	13.2	6.8	3.7
20 年	24.5	12.7	6.8
30 年	34.3	17.8	9.6
38 年	41.1	21.3	11.5

年金での受け取りは 5 年刻み

(単位万円)

パッケージ企業年金基金

〒540-0003

大阪市中央区森ノ宮中央 1-16-16 大阪紙器会館 4階

TEL 06-6946-1551 FAX 06-6945-1699

www.package-kikin.jp

年金の支給条件について

受給資格

- 加入 10 年からの年金の受給資格を付与

支給開始年齢

- 60 歳以前に資格喪失した者は、60 歳支給開始
- 65 歳までに資格喪失した者は、資格喪失時支給開始
- 65 歳で資格喪失した者は、65 歳支給開始

支給の繰り下げ

- 65 歳以前に支給開始の者のうち、希望する者は 65 歳まで年金の支給を繰り下げることができる。

支給期間

- 5 年、10 年、15 年、20 年
- 支給開始(年金裁定)時点で、本人が希望する年数を選択
- 年金受け取り期間中に死亡した場合は、残り年数分に相当する遺族一時金を支給

一時金の支払い条件

受給資格

- 加入 1 ヶ月～一時金の受給資格を付与(掛け捨てなし)

支給額

- 資格喪失時の仮想個人勘定残高(掛金と利息の累計額)